よみうりランドと川崎市戦災復興事業 一戦後レジャー会社と地方競馬一

中田 久美子・永江 雅和¹⁾

はじめに

本稿では戦後日本におけるレジャー事業会社 の誕生と、アジア・太平洋戦争後、戦災を受け た地方都市を復興させるための政策であった戦 災復興事業の関連性について分析を行う。具体 的には戦後川崎市と船橋市に競馬場を建設し、 地方競馬運営を支援した民間会社、関東レース 倶楽部 (現(株)よみうりランド) を分析対象と する。このようなテーマを設定した理由は2つ ある。ひとつは戦後誕生した娯楽・レジャー産 業創業時の資金調達に関する関心である。遊園 地業をはじめとする娯楽・レジャー産業は戦後 の金融規制のなかで資金調達上の不利に置かれ ていた。元々季節変動等の不安定要因を抱える 娯楽・レジャー産業は単独での経営が困難であ ると考えられ、もっぱら鉄道業等、関連産業会 社の副業部門として発展してきたものが従来注 目されてきた²⁾。しかし戦後誕生したいくつか の娯楽・レジャー産業のなかには、鉄道業との 関連が浅く相対的に独立性の高い経営を展開し たものが存在した。このような非鉄道系の娯 楽・レジャー産業の創業と経営、特に資金調達 方法に対する関心が問題意識のひとつである。 もうひとつの理由は地方財源としての公営賭博 事業と戦災復興事業との関連性に対する注目で ある。本稿で述べてゆくことになるが、関東レ ース倶楽部の出発点は戦後地方競馬への関与に あった。戦後競馬法は戦災復興事業の財源とし て競馬事業を位置づけており、地方競馬に関与して娯楽・レジャー会社は戦災復興事業との関わりのなかで、成長のきっかけをつかんだのである。戦後娯楽・レジャー会社にとって、戦災復興事業がどのような意味をもったのか。そして戦災復興事業にとって、公営賭博と民間レジャー・娯楽会社の関与がどのような意味をもったのか。その相互の関係性を明らかにすることが本稿の課題である。

第1節 株式会社関東レース倶楽部の 設立と運営

(株)よみうりランドは東京都稲城市と神奈川県川崎市多摩区にまたがる同名の遊園地を運営する会社として知られているが、同社の事業の出発点が地方競馬事業であり、現在でも重要な収益部門の一角であることは、競馬ファン以外にはあまり知られていない。同社は1949年に株式会社川崎競馬倶楽部として出発し、翌1950年に株式会社関東レース倶楽部と社名変更をした。今日の名称である(株)よみうりランドとなったのは1968年のことである。創業当初は地方競馬運営を専らとする会社であったが、その後、ゴルフ場や遊園地など、多様なレジャー部門へと事業拡大していったのである。

本節では同社が設立された1949年から、遊園地事業が本格的な営業を開始する前の1965年までの株式会社関東レース倶楽部の営業状況

を検討してゆくことにする。この時期は地方自 治体において戦災復興事業が実施されていた時 期と重なり、同社の成長は、戦災復興事業と密 接に関わるものであった。

1. 戦後競馬法と川崎競馬場

まず戦後の地方競馬実施の根拠法となった競 馬法について説明する。戦前の競馬は1923年 に軍馬育成の観点から制定された旧競馬法を根 拠法とし、特殊法人である日本競馬会により運 営されていた。しかし1948年7月、日本競馬会 がGHQにより独占禁止法への抵触を指摘され 解散を余儀なくされ、1948年7月13日に現行 の競馬法が制定された。戦後の競馬法では、競 馬開催の権限は政府に移管され、国営競馬及び 地方競馬開催の制度が規定された。同法第1条 では「政府、都道府県または著しく災害を受け た市 (被災害都市) で内閣総理大臣が指定する ものは、この法律により競馬を行うことができ る」とさだめられ、競馬開催権が国および地方 自治体に限られることと、地方競馬は被災都市 に限られることが示された。また同法第2条及 び第19条により国営競馬場は全国に11か所、 地方競馬場は北海道に6か所、各都道府県に2 か所以内が許可された。川崎競馬場はその地方 競馬場の1つである³⁾。

2. 神奈川県との契約

神奈川県内で競馬開催権を得たのは同県と、 戦災復興計画による復興都市の指定を受けた横 浜市、川崎市、平塚市の3市であった⁴⁾。しか し、当時の県・市の財政力では自力で競馬場施 設を新設することは難しい状態にあった。この ような状況のなか、1949年9月20日、正力松 太郎、田辺宗英等その他16人が発起人となり、 資本金5千万円にて株式会社川崎競馬倶楽部が 設立された⁵⁾。同社は神奈川県に代わり競馬場 施設を建設し、県及び同地方戦災都市の横浜市、川崎市及び平塚市等から手数料を受け取る形による経営を目指したのである。同社は神奈川県との契約により、同県に代わり競馬場を建設し、その後競馬場を神奈川県に譲渡することを定めた。建設費については、その全額を1950年4月から55年1月までの5カ年均等年賦月割計算で返済を受け、別途競馬開催の都度、管理費などの支払いを受けるという2点を神奈川県と取り決めた。所有権の移転登記は、5カ年の建設費償還完了と同時に行われることになっていたのである⁶。

ただこの5年間での施設引き渡し条項につい て、正力サイドはその実現可能性は低いと楽観 視していた模様である。競馬法第40条に「こ の法律は施行の日から一年を経過した日までに、 改廃の措置をとらなければならない |⁷⁾ と規定 されているが、1年以内であるか否かはともか く、競馬法は戦災復興期間の時限立法であると 考えられていたようであり、復興後の競馬法改 正により、地方自治体の競馬開催資格は消滅す る、あるいは民間企業による競馬開催が認めら れると考えられていた模様である。その証拠に 川崎競馬倶楽部と神奈川県との契約には、競馬 法改正により民営競馬が許可された場合には、 年賦償還契約は解約され、同社が受領していた 償還金全額を神奈川県に対して返済するという 条項が含まれていた⁸⁾。しかし結論からいえば、 予想された形での競馬法改正は実施されず、正 力らは対応を迫られることになった。

3. 川崎競馬場の建設

契約が成立したことにより、川崎競馬倶楽部は競馬場を建設するため、川崎市富士見町の元芝浦電気工場跡の敷地5万8000坪を買収し、1949年10月総工費約1億5300万円で工事に着手した。走路は幅25m延長1200m、外側に

1600mの発走路があった。場内の観客収容数は 2万人、第1馬見所は木造219坪、第2と第3馬 見所は鉄骨建で各々240坪あった。第4馬見所 は土盛で上屋80坪、投票所及び払戻所は木造 336坪であり、事務所その他の建物合計36棟 645坪であった。馬見所と審判所間及び投票所 間には地下道が建造された。厩舎は川崎市小向 にあり、敷地1万6239坪に馬匹200頭が収容可 能な23棟の厩舎、合計1249坪が建設された。 工事は1950年1月下旬に竣工し、同月25日に は落成式を兼ねた第1回神奈川県営競馬が開催 された。1954年3月には火災により第1馬見所 を焼失したが、その後同地に総工費4000万円 で「特別観覧席」その他を建設し、同年7月に 竣工した965の特別観覧席を始め、その他の投 票所、新聞記者席、喫茶、食堂、スタンドなど を増改築し、設備の充実を図ったのである⁹⁾。

4. 直接賃貸契約への転換

将来の施設買い戻しを想定し、着々と施設の 充実を図った関東レース倶楽部であったが、当 初予測されていた競馬法改正には黄信号が灯っ ていた。これは戦災復興事業の長期化と、地方 自治体の財政難が主な原因であった。競馬や競 輪といった公営賭博事業収入は、財政難に苦し む地方自治体にとって重要な財源として存在感 を高めていた。当面、地方自治体の財源として の公営賭博を取り上げることは非現実的な状況 となりつつあったのである。

これに対して関東レース倶楽部側は、賃貸契約の切れる1957年を前にして、神奈川県に対し川崎競馬場の買い戻し交渉を開始した。本来は競馬法改正により、償還契約の解約という形で発生するはずだったものを、法改正のない状態のまま、関東レース倶楽部が川崎競馬場を買い戻す交渉を開始したのである。買い戻し価格は7億円であり、うち3億円は1957年度中に3

回分割で支払い、残額4億円は58年4月から7 カ年の年賦月割計算による支払いを条件として 契約が締結された。

買い戻し契約を契機として1957年4月1日以 降、関東レース倶楽部は神奈川県及び他の競馬 開催自治体との契約を改定する。設立から 1957年3月期までの同社は、償還金と競売開催 の都度の報償金を受領していたが、57年4月以 降は、レース開催の都度、賃貸料750万円を定 額で受領するという内容となった。さらに1958 年10月1日以降は競馬主催者である神奈川県、 横浜市、川崎市及び平塚市等との間で、新たに 「スライド制賃貸借契約」が締結された。スライ ド制賃貸借契約とは競馬の売上収入によって受領 する賃貸料が変化する契約である。さらに1962 年4月以降は「歩合制賃貸契約」が締結され、 より売上に連動した形で賃貸料が設定されるこ とになったのである。当時の地方競馬の隆盛と も相まって、この契約の実施により、同社の賃貸 料収入は飛躍的に増加してゆくことになった。

5. 船橋競馬場とオートレース場

関東レース倶楽部は川崎以外にも千葉県船橋市に競馬場とオートレース場を建設した。1950年5月、千葉県、船橋市、銚子市、千葉市及び習志野市等との間で施設利用に関わる賃貸契約が締結され¹⁰⁾、同年6月に着工、8月21日に総工費8300万円で工事が完了した。同競馬場では川崎の事例のような返還を前提とした建設ではなく、当初から関東レース倶楽部の所有施設として競馬場が建設されたのである。敷地の一部は当初借地であったが、1956年2月には同競馬場の全敷地を6700万円で地主である渡辺製鉄所より買収した。賃貸契約の方式は川崎同様1958年4月以降は定額制からスライド制へと変更され、収益が大幅に増加することとなった。

船橋オートレース場は小型自動車競走法の制

定に伴い、千葉県と県議会の指定を受け、関東 レース倶楽部が船橋競馬場内に併設したもので ある。1950年8月に着工し、総工費5208万円 をかけ同年10月29日に竣工させた。賃貸借契 約は当初から歩合式のスライド制賃貸借契約を、 千葉県と船橋市との間で結び、オートレース開 催の都度賃貸料を受領している。

6. ゴルフ場と遊園地の建設

高度経済成長期に入ると、関東レース倶楽部は競馬・オートレースといった公営賭博事業以外の分野にも事業を拡大してゆく。まずはゴルフ場、そして後の社名となる遊園地業であった。南多摩郡稲城町および川崎市細山地区の多摩丘陵に広がる東京読売ゴルフ場(現よみうりゴルフ倶楽部)は、1958年には約60万坪の土地買収を終え、翌59年に工事が開始、61年8月15日に仮開場がなされ本営業が開始された(正式な開場式は同年11月1日。本営業は4日から)。同ゴルフ場はメンバー制のゴルフクラブであり、1966年3月期時点で正会員及び平日会員1200名の入会を得て、各々10年間無利子による入会預託金を預かる形で運営された。

同ゴルフ場には同伴者家族向けの娯楽施設が クラブハウスに隣接する形で作られた。1962 年8月には長さ25 m、幅13 mのプールが建設 された。夏期のみの営業であったが、ゴルフ場 への家族同伴者だけでなくその他一般にも開放 され、付近の住民も施設を利用したという。ま た同年9月に開設された読売フィッシングセン ターは、読売ゴルフ場のわきに総面積9000坪 の規模で造成された。人口大池を中心とするへ ラブナ、鯉、草魚、蓮漁等を始め、鱒の専用池 2か所、鮎の専用池1か所、蓄養池2か所等が 設置され、年中無休で営業された。また63年8 月には当時全長210 m、幅580 mと、世界最大 スケールの人工雪スキー場である読売スキーセンターが開業した。その他にも聖地公園、モノレール、パラシュートタワー、スキージャンプ台、海水水族館、アシカ・ショープール、ローラースケート場などが順次建設され、これらの娯楽施設が後に「よみうりランド」として統合されてゆくことになったのである。

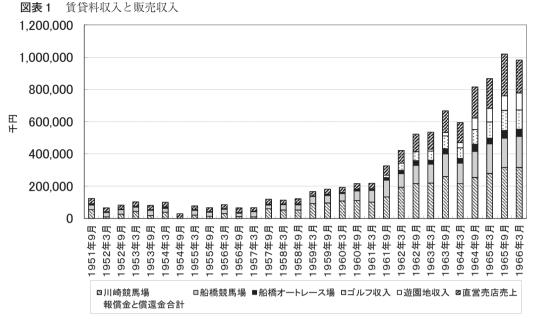
第2節 株式会社関東レース倶楽部の 営業の状況

1. 賃貸料収入と販売収入

関東レース倶楽部の経営の推移について見ていこう¹¹⁾。まずは図表1の「賃貸料収入と販売収入」から見る。このグラフから同社の収益の推移を3つの時期に区分できる。まず1951年から1957年3月期までの時期であるが、この時期は同社の収入が不安定であり、経営的には軌道に乗っているとはいえない時期であったことがわかる。項目別にみると船橋競馬場と直営店売店収入は比較的安定しており、不安定要因となっていたのは、川崎競馬場の報奨金・償還金であった。

次に1957年9月期から61年3月期までの時期である。この時期、関東レース倶楽部は前述したように川崎競馬場を神奈川県から買収し、競馬開催の都度、賃貸料750万円を受領する契約を締結した。この固定額の賃貸料方式が同社の経営に安定と収益の増加をもたしたのはグラフから見ても明らかである。また1959年3月以降に導入された「スライド制賃貸借契約」の導入も収益の増加に貢献している。

しかし同社にとって、より大きな転機となったのは、1961年9月期であった。この期より同社は「スライド制賃貸借契約」から「歩合制賃貸契約」へと移行している。この契約方式は管理費として競馬1回開催ごとに160万円が支払



注『関東レース倶楽部有価証券報告書』より作成。

われるほか、馬券売上額の4.6%が賃貸料として支払われる内容のものであった。この歩合制賃貸契約の導入により、同社の売上げは明瞭な成長軌道に入っていったのである。

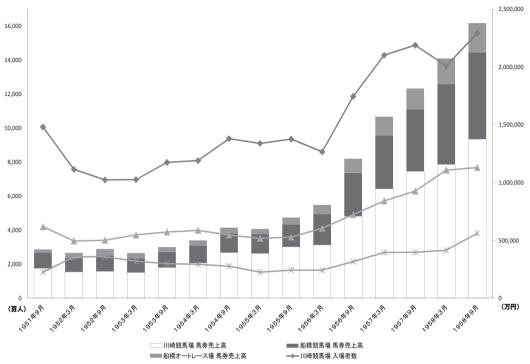
もちろん賃貸料方式の改訂だけが収益向上要因であったわけではない。競馬場の入場者数と馬券売上高の増加も収益増の要因となった。図表2・図表3をみると、1956~57年以降の入場者数・馬券売上高は川崎・船橋のいずれにおいても急速な上昇傾向を描いており、営業利益率も同じタイミングで急速に上昇している。契約の改定と入場者数増加が特段の固定費用の追加なしに実現したことが、同社の収益を大幅に改善する要因になったものと言えるだろう。

2. 短期借入金と株式増資

次に関東レース倶楽部の資金調達状況についてみてゆこう。同社の資金調達は短期借入金と株式発行の2点から主に構成されている。まず図表4より短期借入金の動向をみてみよう。1951年時点の同社の短期資金借入先は千葉銀

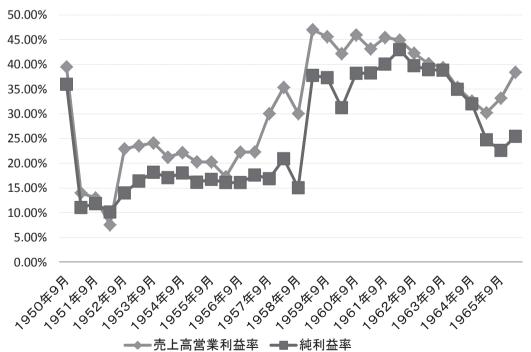
行、京成電鉄株式会社、横浜興信銀行(1957 年横浜銀行に改称)の順であった。当時の資金 調整法では、銀行融資は業種別に甲、乙、丙に 区分され、その順序で融資されていたが、娯楽 産業の融資順は最下位グループであったという。 そうしたなかで、同社は「戦災都市復興」を名 分として県の担当係官を帯同して横浜興信銀行 に融資交渉が行われるということもあったとい う12)。千葉銀行と京成電鉄が最大の融資先であ る理由は言うまでもなく、船橋競馬場とオート レース場であるが、先行して建設された川崎競 馬場に関連性が強いと考えられる横浜興信銀行 の融資が相対的に少ないのは、県への返還を前 提に建設された川崎競馬場と、建設当初より同 社所有で建設された船橋競馬場・オートレース 場の担保価値の違いではなかったかと推測され る。ただし有価証券報告書にはいずれの短期借 入も「無担保」と記載されている。また1953 年3月期以降、横浜興信銀行からの融資は縮小 され、58年3月期までの間、融資に消極的にな っている。これは1954年の火災の影響もあっ

図表2 競馬場・オートレース場の入場者数と売上高の推移



注 『関東レース倶楽部有価証券報告書』より作成。

図表3 売上高営業利益率·純利益率



注 『関東レース倶楽部有価証券報告書』より作成。

たと思われるが、経営が安定しない同社への評価が低下したためであると考えることもできる。その後、住友銀行や京浜急行、京成開発株式会社、日本芸能連盟¹³⁾などの融資で横浜興信銀行撤退分を補填していた同社の短期借入金の構成を大きく変えたのは、1958年3月期の読売新聞社による融資であった。同社による多額の企業間金融のタイミングは1957年の関東レース倶楽部による川崎競馬場買収のタイミングと軌を一にする。同年に買収のため必要であった3億円のう

ち1億円が読売新聞社から融資されたのである。その後も59年3月期以降の融資名目は「川崎競馬場買収資金」から「ゴルフ場建設資金」に変更され継続されることになった。さらに60年9月期からは日本テレビ放送網株式会社(以下日本テレビ)が融資に参加し、事実上「読売グループ」のグループ内金融により資金調達がなされる方式に転換していったのである。

この短期借入金の変化は資本構成にどのような影響を与えただろうか。図表5を見ると、

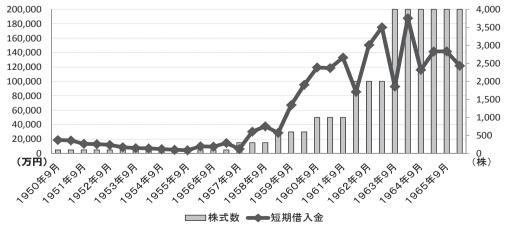
図表4 短期借入先の推移

(単位 100万円)

	1951年 9月	195	2年	195	3年	195	4年	195	5年	195	6年	195	7年	195	8年	195	59年	196	60年
	9月期	3月期	9月期	3月期	9月期	3月期	9月期	3月期	9月期	3月期	9月期	3月期	9月期	3月期	9月期	3月期	9月期	3月期	9月期
横浜興信銀行 (横浜銀行)	25	25	20										15	90	140	64	159	200	140
千葉銀行	64	60	55	45	37	30	29	27	25	20	17	17							
京成電鉄株式会社	45	45	44	42	38	31	28	25	20	14.7	13	13	13	13	13	13	13	13	13
京浜急行電鉄						10	4												
住友銀行										65	65	115		70	63		20	40	10
京成開発株式会社													20	20	20	10			
株式会社芸能連盟													15	10	10	10	10	10	10
読売新聞														100	130	190	470	550	850
日本相互銀行																		100	70
三井銀行																		40	
日本テレビ放送																			100
計	134	130	119	87	75	71	61	52	45	99.7	95	145	63	303	376	287	672	953	1193

注『関東レース倶楽部有価証券報告書』より作成。

図表5 短期借入金と株式数



注 『関東レース倶楽部有価証券報告書』より作成。

1957年以降、期末の短期借入残高が大きく減 少したのは、1957年9月期、59年3月期、62年 3月期、そして63年9月期等である。このうち 62年3月期を除く3つの時期には同社は大規模 な増資を実施している。主要株主の構成を記し た図表6を見ると、同社のそれまでの株主構成 は、京急電鉄、後楽園スタジアム、京成電鉄等 で構成されていた。しかしこれらの増資では多 くの場合、株主序列に大きな変動が生じないよ うに配慮がなされた形跡がみられる。保有比率 第2位の後楽園スタジアムは読売グループと言 っても良い会社であり¹⁴⁾、1958年9月期に日本 テレビが3.33%の株主として登場しているが、 その後は持ち株比率を積極的に上昇させている 気配は見えず、資本構成を読売グループ関連会 社で掌握しようという姿勢は見られなかったと いってよい。関東レース倶楽部は1968年に (株)よみうりランドと社名を変更するが、読売 グループとの資本構成上のつながりは、その後 もそれほど強化されることなく、主に短期資金 の供給によってグループとつながる方向性が取 られたものと思われる。

第3節 川崎市の戦災復興事業

1. 川崎市の戦災状況

本節では川崎市の戦災復興事業について、も っぱら『川崎市戦災復興誌』に依拠しながら、 その概略を整理する15)。戦災復興事業とは戦災 復興都市計画とも呼ばれ、戦後の日本において 空襲を受けて破壊された都市の復興のため、戦 災復興土地区画整理事業によって進められた都 市計画であった。アジア・太平洋戦争の勃発に より軍需工業都市として発展を遂げた川崎市は、 1945年4月15日夜から翌朝まで、主として焼 夷弾による大空襲を受けた。その後も8月15日 の終戦まで10数回にわたって焼夷弾及び爆弾 による攻撃を受け、その被害は東海道本線を中 心に東は臨港工業地帯、西は山手地帯周辺の工 場地帯まで広範な地域に及び、都市の中心部に 位置した重要な施設は市役所を除き、その大半 が破壊・焼失したのである。

被災面積は350万坪で市街地総面積3734万坪の9.4%に当たり、総人口347,426人に対し被災人口は154,426人で44.4%、総戸数68,841戸に対し被災戸数33,514戸で45.6%の被災率

図表6 増資時の主男	専株 王	
------------	------	--

昭和26年9	9月		昭和32年9	9月		昭和34年3月		
発行数 1,000,000株	株数	%	発行数 3,000,000株	株式	%	発行数 6,000,000株	株式	%
京浜急行電鉄 田中百畝	76,000	7.60%	京浜急行電鉄株式会社	317,700	10.59%	京浜急行電鉄株式会社	635,400	10.59%
後楽園スタヂアム 田辺宗英	75,000	7.50%	株式会社後楽園スタヂアム	285,000	9.50%	株式会社後楽園スタヂアム	570,000	9.50%
大映会社 永田雅一	50,000	5.00%	京成電鉄株式会社	255,000	8.50%	京成電鉄株式会社	510,000	8.50%
桑島一英	50,000	5.00%	田中勝一	182,700	6.09%	大映株式会社	300,000	5.00%
京成電鉄 吉田秀弥	48,700	4.87%	大映株式会社	大映株式会社 150,000 5.00%		山叶証券株式会社	270,800	4.51%
昭和35年9	9月		昭和37年3月			昭和38年9	9月	
発行数 10,000,000株	株式	%	発行数 20,000,000株	株式	%	発行数 40,000,000株	株式	%
京浜急行電鉄株式会社	1,000,000	10.00%	京浜急行電鉄株式会社	1,600,000	8.00%	野村証券	3,118,050	7.80%
株式会社後楽園スタヂアム	855,000	8.55%	株式会社後楽園スタヂアム	1,368,000	6.84%	京浜急行電鉄	2,722,448	6.81%
京成電鉄株式会社	795,000	7.95%	京成電鉄株式会社	1,272,000	6.36%	後楽園スタヂアム	2,325,600	5.81%
山叶証券株式会社	496,650	4.97%	三井信託銀行株式会社	830,700	4.15%	日本テレビ放送網	2,056,000	5.14%
- 1 pm 20 112 424 122								

注 『関東レース倶楽部有価証券報告書』より作成。

であった。なお被災戸数の内訳は、焼失 37,431戸、全壊戸数476戸、半壊607戸、計 38,514戸、被災人口の内訳は死者768人、重傷 者2,500人、軽傷者12,472人であった。

被害を受けた重要施設としては、工場および会社関係は日立製作所、東京芝浦電気、富士製鉄、日本鋼管、昭和電工、三菱石油、富士電機、日本電気、日本治金、いすゞ自動車、明治精糖等、150社。銀行関係は、三菱銀行、横浜興信銀行、日本勧業銀行、川崎信用組合等10行。医療施設は川崎病院、太田病院、宮川病院等48。学校関係は川崎小学校以下大師、渡田、大島、小田、田島、新町、旭町、宮前、幸町、御幸、平間、玉川、日吉、前沼、堀之内、東渡田、富士見小学校の18校。官公庁関係は、川崎税務署、川崎登記所、川崎郵便局、神奈川県税務出張所、川崎警察署、臨港警察署、川崎駅、臨港消防署等38。寺社は稲毛神社、川崎大師、成就院等15に及んだ。

これらの戦災に対して、まず戦災地応急対策として①瓦礫の回収による道路機能の回復、金属片の回収、②被災した給水管の交換と漏水の点検。下水道の復旧、③住宅緊急措置令に基づく遊休建物の接収と供給。仮設住宅の建設と仮設住宅用材の販売。公営住宅の建設、④市電の復旧、ガス供給の復旧等が実施された。

2. 川崎市戦災復興計画の立案と概要

戦災復興計画は本来的に、戦災に対応して実施されたものではあったが、川崎市は同事業を戦前来の都市計画事業の延長線上に位置づけてもおり、「近代的生産文化都市」をスローガンに、工業都市としての条件向上や衛生、保安、都市景観を意識した計画を策定した。

用途地域と地区指定に関しては、1934年に 市街地建築物法によって指定を受けた従来の用 途地域を46年8月26日戦災復興院告示第106号 をもって全面的に廃止し、国鉄川崎駅東口方面 一帯と同駅西口付近、新丸子駅周辺、大師平間 寺付近等を商業地域、臨海地帯を始め、大工場 の立地する多摩川沿岸、鹿島田、苅宿などの各 地区を工業地域とするなど、29.35haの面積に 新たな用途地域を設定した。また川崎駅、大師 駅、鉄管通り及び新丸子駅周辺を準防火区域に、 東海道線より小杉、井田を結ぶ間の大部分の住 居地域約797haを第8種或いは第9種の空地地 区に指定、宮内地区から小向付近に至る多摩川 河川敷とその沿岸一帯に亘る多摩川地区及び市 街地近傍に所在する加瀬台地の一帯を含む夢見 ヶ崎地区など、戦前の風致地区は原則として継 承した。

街路計画についても1934年の路線決定を全 面的に見直し、東横沿線の小杉、木月付近以東 に路線数28本、全延長約75kmの新街路が決定 された。公園については1936年に計画決定さ れた大小42か所、60haの公園のほか、戦時期 に防空緑地として設定された、生田、等々力の 約223haが復興計画ではほぼそのまま継承され たほか、その後の人口増加、市域の発展などに 伴って公園緑地とも逐次追加変更が行われ、特 に1955年6月1日には、建設省告示第902号に より富士見公園ほか9公園について区域変更が 行われ、池上新田公園が追加決定された。その 他川崎駅東口・西口広場の整備と民衆駅の建設、 都市計画緑ヶ丘霊園の整備、低湿地排水のため の排水路改修、上下水道の拡張などが計画され た。

3. 事業の実施

川崎市における戦災復興事業は当初10地区 352万1000坪の区域について事業着手されたが、 1949年度における戦災復興事業再検討5カ年計 画が樹立されるまでに、5808万4469円相当の 事業が施工された。その後、戦後のインフレ、

国内事情により、施工面積が7地区200万坪に 縮小され、1954年度までの5カ年間に4億6982 万円の総事業費により完了させることとなった。 これにより同市の全体事業量は5億2790万円と なったのだが、1950年勃発の朝鮮戦争による 諸物価高騰により、51年度以降残額について 物価改訂が行われ、予算増額1億1964万円が認 められ、総事業費は6億4755万円となった。さ らに1955年以降追加予算として4億168万円が 認められ、最終的には1958年までに4億1953 万円の追加予算を消化して同市の戦災復興事業 は完了した。以上のような経過により当初から の総事業費は12億2810万円となったが、国庫 補助対象以外の事業費も必要とされたため、同 市としては1951年度より一般市費を充当し、 本事業の収束が図られた。

具体的区画整理については実施7地区のうち、 川崎駅前の中心地区である第1地区と、本稿で 取り上げる川崎競馬場が含まれる第2地区につ いて概略を示そう。まず第1地区は当時国電川 崎駅前を含む同市中心部であり、経済的復興の 兆しが最も早い地域であったが、いずれの戦災 都市にも見られたように、駅前周辺には短期間 に、「マーケット」式建物、いわゆる闇市や、 不法占拠の集団建物が無秩序に建ち並び、新た な都市計画遂行上大きな障害となっていた。ま た同地区は戦災前の繁華街であったため、鉄筋 コンクリート造、レンガ造り、石造、土蔵造等 の堅牢建物が多く焼け残り、これらの移転につ いて建設省の承認を要したり、相当難問題があ ったが、これらは最終的にすべて協議によって 移転された。しかし川崎駅前広場日本電線株式 会社よりの県道上に、終戦直後に不法建築され た飲食店街約30戸については、県建築課が1946 年、強制執行により立ち退きさせたほか、市電 川崎駅停留所周辺の集団不法建築物約60戸に ついても1949年、50年の2回にわたる行政代

執行によって強制退去が進められた。その他、 集団「マーケット」5箇所、総戸数175戸の移 転が実施されたが、こちらは1~2年間の交渉 によって、強制執行無しで移転が実施された。 また公共用地上に建設された、計18戸1818坪 の堅牢建築物及び特殊建築物についてもすべて 協議移転により移転、除去された。

川崎駅前広場については、1946年12月建設 省、国鉄や関係各社および県、市の協議により、 京浜急行乗入れによる総合旅客駅としての広場 整備が計画され、東口広場については52年9月 細部設計について同意を得て、全体面積約1万 8000㎡(戦前は約7.000㎡)として市と国鉄の 折半による負担事業として、52~53年両年度 に工事費3.074万2.000円、うち市側1.754万 5,000円、国鉄側1,319万7,000円の負担区分 により完成がなされた。同駅西口広場について は1956年1月、国鉄の同意を得て、全体面積約 5,000㎡について市と国鉄の兼営事業として、 56~57年度に工事費1.203万275円(用地費 を除く) 内国鉄側450万円、市側753万275円 (移転家屋を含む)により完成された。駅舎に ついては、当時の駅舎は戦後造られた仮建物で 不便も非常に多く、また53年に完成した広場 も不自然な形であったため、市の表玄関として ふさわしい民衆駅に改築し、一般市民の便を計 るため民間団体(川崎交通建物株式会社)が国 鉄及び市と協議して57年10月に着工し、59年 4月竣工した。建築面積は3.982㎡で地下1階、 地上6階、延23.546㎡で、このうち国鉄の使用 部分は延3.421㎡であった。

第2地区は第1地区に国道で接し、その東部 に位置する工区で、富士見公園、体育館、川崎 スタジアム、公民館、図書館、裁判所、税務署 等数々の公共施設が最も多い区域であり、また 中小企業形態の町工場が密集する地域でもあっ たが、戦災復興事業により、地区内に重要幹線 街路が縦横に計画されたため、施設移転に多くの困難を伴う地区となった。1949年度に兼営事業として川崎競馬場の設置が同地区内に決定され、工事が着手されたので、これと並行して5つの幹線街路を基準として学校、病院、公園などの特定区域を重点的に着工しながら逐次事業が施行された。また同区域の一部には非戦災場所が点々と存在していたため、移転合意について交渉が難航した事例もあったが、最終的にすべて協議移転で解決された。その他堅牢特殊建物5戸1,169坪の建築物が協議により移転された。

区画整理に伴う換地計算は面積式計算方法に よることとされ、公共用途に関する土地の他は、 原則としてなるべく現在地または附近地に交付 することとされた。交番、公衆用便所、防火貯 水池などの敷地は従前の土地の有無にかかわら ず公共用地に準じて確保することとされ、堅牢 建築物または特殊建築物で移転困難なものは原 則として現地換地で処理することとされた。画 地は街廓の長辺に沿って2列に並べることを原 則とし、短辺が商店街又は大きな道街路に面す る時は短辺側にも並べることとした。また1画 地の間口は原則として奥行きの10分の3以上と するが、繁華街における既設の店舗は、この標 準が厳しい場合もあるので適宜定めることとさ れた。裏界線は街廓間口に直通または連続する 様に設計され、短辺側にも画地を並べる場合は T字型又は I字型とするよう設計し、側界線は 原則として道路境界線に直角とし、街廓の標準 奥行はなるべく街路の幅員に正比例するように されたのである。

復興計画の立案に当っては「官公庁を一定区域に集団化」するとの構想に基づいて新設を予想される関係官庁と協議が行なわれた結果、当初計画から大幅な修正はなされたが、検察庁、裁判所、税務署、労働基準監督署等新設施設の

集団化を実現した。検察庁敷地は大蔵省の物納地を換地として充当し、裁判所敷地は川崎市有地が売却され、敷地が確保された。税務署敷地は大蔵省物納地を換地として充当することに決定されていたが、後日財務局において他に土地が買収され、充当された。また労働基準監督署敷地には川崎市有地が換地として充当された。学校敷地については市教育委員と打ち合わせ、全地区を通じて、14箇所、整理前地積約51,740坪に対し、整理後約59,471坪、1箇所当り、平均550坪程度の増加と整備拡充が図られた。交番敷地については警察署及び地元の陳情依頼により5箇所を治安防犯として最大の効果がある位置に設置されたのである。

第4節 関東レース倶楽部の戦災復興 事業への貢献

1. 川崎市の戦災復興事業費

本節では、関東レース倶楽部が建設した川崎 競馬場の収益が、戦災復興事業にどの程度貢献 したのかを確認する作業を行うことにしたい。 資料としては川崎市の財政資料を中心に用いて 分析を進めていく。前節でも述べた川崎市戦災 復興事業の事業費を図表7によって確認する。 事業費目としては、応急復旧、宅地整地、調査 設計、移転補償、街路、河川水路、公園、移設 補償、水道、用地買収、事務費、県指導監督費 の13事業に分けられる。

図表7には、1949年度の補正事業、55年度の 緊急就労事業、56~58年度の臨時就労事業な ども含めた45~59年度までの事業費を集計し た。市費投入部分を含むためか、前節で述べた 数値をやや上回り、事業費総額は13億4265万 8536円となっている。事業の割合をみると、 移転補償が約44%、水道が約25%、街路が約 17%であり、この3部門の合計で総事業費の約 76%を占めている。移転補償の金額の中で大半を占めているのが、建物移転(5億7198万9433円)である。当初の移転戸数8,806戸から、要移転戸数及び件数は調査の都度増加し、最終的には9,082戸となったため、移転補償費が膨らむ結果となった。

次に水道事業に関しては、上水道事業と下水 道事業とに分けられるが、下水道事業に2億 2039万9438円と相対的に多くの費用がかけら れている。下水道において戦災を受けた地域は 東海道線以東であり、その地域は地盤沈下によ って大部分が満潮面以下にあったため、工事費 がかさみ多くの費用がかかったという。

3番目に事業費を占めた街路については、側

溝建設の費用が多く占めた。低湿地の多い川崎市では路線排水を重視した結果、側溝には多大な費用がかけられた。同市の街路側溝は川崎市型側溝ブロックと称され、工業規格品に準じ同市の地質、地勢、特殊性を考慮した排水断面の大きな側溝が、幹線型並びに補助幹線型と2種類作成され、すべての路線に適用された。特に国庫補助事業の補足的な進展が図られ1958~59年にかけて6,000万円が別途単独市費にて投入され、これにより補助事業対象路線以外の接続支線が施工され、完全なる路線網が達成されたのである。

次に図表8により、事業費の財源について検 討する。財源調書には総事業費、補助基本額、

図表7 川崎市戦災復興事業費目別集計

	応急復旧	宅地整地	調査設計	移転補償	街路	河川水路
1945 年度	705,969					
1946 年度	2,729,443		1,453,712		463,221	
1947 年度	2,144,956		4,180,405	925,972	2,293,123	111,516
1948 年度	3,021,828	33,810	6,230,009	2,782,666	3,657,028	417,392
1949 年度		435,398	8,668,898	11,271,880	6,478,846	888,000
1949 年度補正				3,098,433	5,609,592	
1950 年度		1,477,881	8,088,655	30,775,251	11,686,000	
1951 年度			11,162,326	44,770,711	27,248,162	1,178,800
1952 年度			15,699,875	51,352,452	33,137,465	4,255,280
1953 年度			1,915,930	49,990,932	40,372,503	4,500,621
1954 年度				45,019,424	19,400,307	
1955 年度				63,876,117	16,410,881	990,006
1955 年度緊就					1,933,285	
1956 年度				68,322,332	11,245,000	2,226,000
1956 年度臨就						
1957 年度				82,385,024	9,534,944	1,293,000
1957 年度臨就					19,886,534	2,976,143
1958 年度				97,717,595	9,900,000	
1958 年度臨就					7,900,000	
1959 年度				35,092,082		
計	8,602,196	1,947,089	57,399,810	587,380,871	227,156,891	18,836,758
比率	0.64%	0.14%	4.27%	43.74%	16.91%	1.40%

注 『川崎市戦災復興誌』 P72~ P77 より作成。

充当財源がある。総事業費は図表7における各 事業費計とほぼ一致する。充当財源は国庫補助 金、都道府県補助又は市町村負担、一般歳入、 起債、会社分担、その他の6項目の合計である。 「国庫補助金」は国からの補助であり、「都道府 県補助又は市町村負担」は川崎市以外の地方自 治体からの補助金である。一般歳入、起債が川 崎市から支出された部分だと考えられる。

補助基本額とは、国庫補助金算定の基準額だ と考えられる。

1953年度を例にとると、補助基本額1億6千 万円に対し、国庫補助金は8千万円である。そ して川崎市は残額から6270万円を一般歳入か ら、2000万円起債により、75万円を会社分担 保険事業費の7項目に分けられるが、1957年度

金により充当したのである。

2. 川崎市競馬事業特別会計の検討

ここでは川崎市統計書から、川崎市の財政面 について検証する。まず、図表9の歳入決算累 年比較表をみる。これをみると、川崎市の歳入 は、一般会計、特別会計、企業会計の3つに分 けられる。しかし財源である競馬事業は特別会 計に含まれている。戦災復興事業費はこの一般 会計に含まれている。

川崎市の特別会計は競馬事業会計、競輪事業 会計、公営質屋会計、川崎病院費、中央卸売市 場費、港湾整備事業費、埋立事業費、国民健康

公園	移設補償	水道	用地買収	事業費	県指導監督費	計
				15,224		721,193
		15,834,507	499,041	214,646		21,194,570
		1,042,806	1,154,249	418,392		12,271,419
470,302		4,165,269		1,027,324		21,805,628
407,979		3,638,442		1,657,139		33,446,582
	693,750	1,150,420		556,353		11,108,548
625,289	582,000	14,106,000		2,424,924	276,300	70,042,300
191,000	582,000	25,433,563		3,331,576	277,900	114,176,038
576,495	1,385,000	43,993,475		3,816,845	352,000	154,568,887
1,947,646	2,232,000	57,418,194		4,669,683	410,000	163,457,509
960,870	1,600,000	35,503,684		3,175,149	14,000	105,673,434
1,932,355	9,000,000	25,520,166		2,658,812	180,000	120,568,337
				67,001		2,000,286
2,123,000	16,000,000	28,262,396		2,842,208	448,000	131,468,936
		31,898,819		317,434	188,000	32,404,253
774,000	8,023,013	19,569,002		4,685,268		126,264,251
		7,952,397		233,341		31,048,415
	9,809,132	6,336,307		4,472,163		128,235,197
		11,781,837		361,500		20,043,337
	6,567,334			800,000		42,459,416
10,008,936	56,474,229	333,607,284	1,653,290	37,744,982	2,146,200	1,342,958,536
0.75%	4.21%	24.84%	0.12%	2.81%	0.16%	100.00%

図表8 年度別財源調書

					ILL NE			
				九当	財源			
	補助基本額	国庫補助金	都道府県補 助又は市町 村負担	一般歳入	起債	会社分担金	その他	充当財源合計
1945 年度	695,794	426,215		294,978				721,193
1946 年度	7,169,128	4,930,778		1,070,942	1,192,850			7,194,570
1947 年度	12,246,030	9,195,299		1,116,120	1,960,000			12,271,419
1948 年度	20,358,845	13,869,070		4,728,905	3,207,653			21,805,628
1949 年度	22,742,250	11,123,000		19,537,551	2,486,400			33,146,951
1949 年度補正	10,760,000	5,380,000		1,178,548	4,300,000	250,000		11,108,548
1950 年度	55,271,000	27,635,500	4,375,500	27,831,800	10,000,000	200,000		70,042,800
1951 年度	100,242,000	50,121,000		51,855,038	12,000,000	200,000		114,176,038
1952 年度	140,000,000	70,000,000		74,128,887	10,000,000	460,000		154,588,887
1953 年度	160,000,000	80,000,000		62,707,539	20,000,000	750,000		163,457,539
1954 年度	102,150,000	51,075,000		34,724,434	20,000,000			105,799,434
1955 年度	118,000,000	59,000,000		47,565,337	14,000,000			120,565,337
1955 年度緊就	2,000,000	1,000,000		1,000,286				2,000,286
1956 年度	127,000,000	63,500,000		17,968,936	22,000,000		28,000,000	131,468,936
1956 年度臨就	31,400,000	15,700,000		11,704,253	5,000,000			32,404,253
1957 年度	120,000,000	60,000,000		15,564,251	11,000,000		39,700,000	126,264,251
1957 年度臨就	30,000,000	15,000,000		7,148,415			8,900,000	31,048,415
1958 年度	120,000,000	60,000,000		14,876,883	38,000,000		15,358,314	128,235,197
1958 年度臨就	20,000,000	10,000,000		188,337	5,000,000		4,855,000	20,043,337
1959 年度	30,000,000	15,000,000			15,000,000		12,459,416	42,459,416
合計	1,230,035,047	622,955,862	4,375,500	395,191,440	195,146,903	1,860,000	109,272,730	1,328,802,435

注 『川崎市戦災復興誌』 P72~ P77 より作成。

図表9 川崎市歳入決算累年比較表

項目 年度	1950 年度	1951 年度	1952 年度	1953 年度	
1. 一般会計	1,867,943,187	2,750,742,010	3,803,352,194	4,568,598,225	
2. 特別会計	2,351,183,586	3,035,911,065	3,224,859,429	3,542,425,692	
a. 競馬事業会計	536,258,031	814,529,889	644,431,718	698,458,625	
b. 競輪事業会計	1,806,756,702	2,191,214,300	2,540,916,489	2,802,949,681	
c. 公益質屋会計	8,168,853	30,166,876	39,511,222	41,017,386	
d. 川崎病院費 e. 中央卸売市場費 f. 港湾整備事業費 g. 埋立事業費 h. 国民健康保険事業費					
3. 企業会計	1,025,793,746	1,336,983,753	834,390,010	883,163,209	
a. 水道事業	931,327,634	1,130,558,221	664,172,639	645,323,498	
b. 交通事業	94,466,112	206,425,532	170,217,371	237,839,711	
合計	5,244,920,519	7,123,636,828	7,862,601,633	8,994,187,126	

注 『川崎市統計書』 昭和 34 年度版 P102 ~ P103 昭和 36 年度版 P332 ~ P333 より作成

までは競馬事業会計、競輪事業会計、公営質屋会計の3事業のみであった。残りの4会計は58年度以降導入されたが、この中で一貫して最大の割合を占めていたのは競輪事業会計であった。競輪事業は競馬事業の約3倍の収入を出しており、川崎市の特別会計の中心的な位置を占めていた。競馬事業会計は競輪事業会計に次ぐ位置にあったが、58年度以降は埋立事業費会計が競馬事業会計に匹敵する規模を持つ特別会計として登場した。企業会計は、水道事業、交通事業の2事業会計であった。

次に競馬事業特別会計の歳入出について図表 10をもとにみてゆこう。歳入ではA競馬事業 収入、B繰越金の2項目、歳出ではC競馬事務 費、D予備費の2項目がある。歳出のC競馬事 務費はさらにa競馬事務費とb競馬開催費の2 項目に分けられている。歳入から歳出を引いた 金額は翌年度の歳入のB繰越金に充当されてい る。

ここで注目するのは、競馬事業での収入がどの程度川崎市の戦災復興資金へと充当されたか

である。その金額は歳出のC競馬事務費のb競馬開催費の中にある「10、他会計へ繰出」であると考えられる。つまり特別会計で得た収入を、一般会計に支出しているのである。戦災復興資金は一般会計に含まれるため、競馬事業収入を戦災復興費用として使用する場合、一般会計へと繰出し処理が行われるのである。ただし一般会計に繰出された特別会計の資金がすべて戦災復興事業に用いられているか否かを確かめることは困難である。

一般歳入へと繰り出されたC競馬事務費のb 競馬開催費の「10、他会計へ繰出」は競馬事業 だけでなく、競輪事業でも一般会計へ繰出され ている。1953年度において、競輪事業からは 競馬事業の約9倍の金額が一般会計に繰り出さ れている。図表11を見ると、他会計合計中の 競馬事業の割合は10%から多くても19%であ り、一般会計に繰出される資金の中では競輪事 業が最大の割合を占めていたことがわかる。競 馬事業の割合は1953年度では10%程度であっ たが、57年度には約20%にまで増加している。

1954 年度	1955 年度	1956 年度	1957 年度	1958 年度	1959 年度
5,143,196,729	5,243,238,767	5,728,893,673	8,313,698,828	9,503,790,790	10,237,034,654
3,276,713,621	3,395,078,065	3,774,398,406	4,438,875,496	7,059,925,594	7,267,839,590
615,381,255	778,750,338	752,328,726	1,297,635,832	1,227,793,062	1,430,307,850
2,602,644,102	2,547,755,525	2,947,078,417	3,068,577,189	3,447,907,133	3,453,520,840
58,688,264	68,572,202	74,991,263	72,662,475	72,391,047	64,860,368
				275,690,721	265,384,151
				116,867,714	108,782,202
				238,840,885	274,457,030
				1,570,574,371	1,337,523,489
				109,860,661	333,003,660
1,054,861,896	1,298,601,902	1,900,309,771	1,974,507,369	1,961,008,088	2,196,387,401
786,049,189	1,014,115,884	1,259,166,026	1,470,577,190	1,516,634,997	1,687,817,988
268,812,707	284,486,018	641,143,745	503,930,179	444,373,091	508,569,413
9,474,772,246	9,936,918,734	11,403,601,850	14,727,081,693	18,524,724,472	19,701,261,645

競輪事業より少ないとはいえ、4年ほどの短期間で競馬事業は2倍の金額を一般歳入へと繰り出すほど成長したのである。

川崎市の一般会計歳入出決算について見てみ よう。図表12により一般会計歳出をみると、 競馬事業、競輪事業から繰出された金額は、 「13繰入金」に記載されていることがわかる。 この繰入金は歳入総額の10%に相当し、競馬 事業だけでみると、約2%の割合である。次に 図表13から一般会計歳出をみる。注目される のは、「24復興対策費」である。しかし、ここ で問題点が2点ある。第1に、「24復興対策費」 は1953年度、54年度の2カ年のみ計上されて いるだけで、55年度以降の金額記載がないこ とである。しかし戦災復興事業は55年度以降 も継続されていることは明らかであり、「24復 興対策費 | の項目だけでは戦災復興事業の総額 を説明できない。第2は、前節で述べたように、 戦災復興費には一般の都市計画事業や上下水事 業などが含まれている点である。つまり「27 都市計画事業費 | や「29下水道事業費 | の一 般の都市計画事業費の中に戦災復興事業費が含 まれている可能性が高く、戦災復興事業費を単 独で抽出することが難しいのである。したがっ て戦災復興事業の総額を算出するためには、図 表8によって確かめるほかない。

戦災復興事業費に占める競馬事業の割合、すなわち貢献度はどの程度のものであったのだろうか。これまで判明した数値をまとめた図表14をみると、まず補助基本額(A)から国庫補助金(B)を引いた、川崎市が独自に負担しなければならない金額(C)を算出した。そして(C)の中で一般歳入へ繰出された競馬事業収入(D)の割合を示したのが(E)、補助基本額中の競馬事業収入を割合を示したのが(F)である。競馬事業繰入金は1953年時点で総額の25%、川崎市負担分の50%を占めている。さら

にその後54年以降はその割合が増加し、56年度には101.01%、57年度には140%と100%を超えた金額に至ったのである。地方競馬事業の収入は川崎市財政にとって、戦災復興事業の遂行上重要な財源となるだけの収益になっていたことがわかるのである。

おわりに

株式会社関東レース倶楽部は、神奈川県及び 横浜市、川崎市、平塚市等、政府から被戦災都 市として認定された自治体に代わり競馬場を建 設するため設立された会社であった。競馬事業 が川崎市にもたらした収益は本稿でみたとおり、 川崎市の戦災復興事業費において大きな割合を 占めており、1956年度には復興事業費を上回 るほどの競馬事業収益が一般会計に繰り入れら れた。1953年から57年にかけての戦災復興費 約7億円に対して、同期間中に競馬事業特別会 計から一般会計に繰り込まれた総額約3億円は 事業総額の約44%、また川崎市負担部分に比 べれば、約91%に相当した。競馬事業の収益 は川崎市の戦災復興事業に一定の貢献をしたと 評価できるものと考える。そして競輪事業を含 めた公営賭博事業収入はその後、川崎市をはじ めとする開催自治体にとって、復興資金を超え る重要な一般財源となっていったのである。

一方で、被災自治体に競馬事業のインフラを提供した関東レース倶楽部は、出発当初戦後復興事業との関わりを強調することで、資金調整法下において、地方銀行や沿線の鉄道会社からの融資を受けながら経営を展開した。その後、1950年代後半を画期に、収益性を大幅に好転させ、以後ゴルフ場や遊園地事業など新事業に進出しつつ、総合娯楽会社への道を歩んでいくことになった。この時期以降の関東レース倶楽部は、資金調達を金融機関からよみうりグルー

図表10 特別会計競馬事業歲入歲出決質

図表10 特別会計競馬事業歳入歳出決算 (
年度 科目	1953年度	1954年度	1955年度	1956年度	1957年度	1958年度	1959年度		
歳入総額	698,456	615,377	778,747	752,325	1,367,637	694,719	694,721		
A 競馬事業収入	697,027	593,061	763,394	710,303	1,330,389	693,279	693,279		
a 競馬事業収入	697,027	593,061	763,394	710,303	1,330,389	693,279	693,279		
1. 入場料	4,173	4,157	4,631	4,635	77,175	4,183	4,183		
2. 勝ち馬投票券. 売上金	691,277	587,353	756,873	699,956	1,240,773	688,084	688,084		
3. 使用料及び手数料	304	353	383	352	2,872	209	209		
4. 雑入	670	734	772	4,028	7,174	660	660		
5. 納付金	45	47	58	62	321	43	43		
6. 利子収入	558	417	677	1,270	2,074	100	100		
B 繰越金	1,429	22,316	15,353	42,022	37,248	1,440	1,442		
a 繰越金	1,429	22,316	15,353	42,022	37,248	1,440	1,442		
1. 前年度繰越金	1,429	22,316	15,353	42,022	37,248	1,440	1,442		
歳出総額	676,135	600,021	737,386	715,074	1,229,694	679,702	679,702		
C 競馬事務費	676,135	600,021	737,386	715,074	1,229,694	679,702	679,702		
a 競馬事務費	2,667	2,651	2,870	2,976	3,282	3,117	3,117		
1. 職員給	1,467	1,509	1,635	1,675	1,884	1,658	1,658		

歳出総額	676,135	600,021	737,386	715,074	1,229,694	679,702	679,702
C 競馬事務費	676,135	600,021	737,386	715,074	1,229,694	679,702	679,702
a 競馬事務費	2,667	2,651	2,870	2,976	3,282	3,117	3,117
1. 職員給	1,467	1,509	1,635	1,675	1,884	1,658	1,658
2. 旅費	59	56	99	40	45	116	116
3. 諸手当	913	821	879	948	986	1,027	1,027
4. 需用費	27	85	57	91	131	115	115
5. 雑支出	201	180	200	222	236	201	201
b 競馬開催費	673,468	597,370	734,516	712,098	1,226,412	676,585	676,585
1. 旅費	246	199	105	94	49	272	272
2. 諸手当	26,015	28,303	27,233	25,498	1,994	26,843	26,843
3. 報償金	34,149	35,785	34,387	33,489	94,170	34,984	34,984
4. 賃金	10,279	9,721	12,695	10,398	19,124	11,358	11,358
5. 交際費	600	600	600	600	600	600	600
6. 需用費	38,107	36,677	39,406	31,858	66,794	38,456	38,456
7. 賠償金及び償還金	519,108	439,195	562,641	522,787	925,282	519,108	519,108
7. 賠償金及び補填金	22	9	3	1	28	22	22
7. 負担金補助及び交付金	4,942	6,881	7,446	6,952	11,558	4,942	4,942
10. 他会計へ繰出	40,000	40,000	50,000	80,000	105,000	40,000	40,000
11. 公課費				421	1,138		
12. 過年度支出					675		

注 『川崎市統計書』 昭和 34 年版 P110~ P111 より作成。

専修大学社会科学年報第48号

図表11 特別会計から一般会計繰出金の部門別比率 (単位:千円)

				(+11/-	. 1 1 1/
費目 年度	繰出金合計	競輪事業	比率	競馬事業	比率
1953 年度	390,500	350,500	89.8%	40,000	10.2%
1954 年度	360,000	320,000	88.9%	40,000	11.1%
1955 年度	350,000	300,000	85.7%	50,000	14.3%
1956 年度	421,659	341,659	81.0%	80,000	19.0%
1957 年度	585,000	480,000	82.1%	105,000	17.9%

注 『川崎市統計書』 昭和34年度版 P108~P111より作成。

図表12 川崎市一般会計歳入決算

(単位:千円)

	我12 川岡川 灰五川成八八卉				(+	型(1) 十円)
項目	年度	1953 年度	1954 年度	1955 年度	1956 年度	1957 年度
1	市税	2,123,982	2,259,335	2,155,774	2,373,200	3,007,300
2	分担金及び負担金	23,453	25,505	31,945	36,283	142,587
3	財産収入	4,850	5,188	5,663	12,291	13,922
4	使用料、占用料及び手数料	249,116	303,999	382,879	437,609	533,857
5	国庫支出金	672,220	655,222	725,409	788,956	808,043
6	県支出金	35,431	65,303	129,123	77,354	177,501
7	寄付金	1,674	12,076	1,314	1,980	10,150
8	財産売払い代金	33,089	18,560	24,725	39,083	1,413,850
9	復興対策費収入	61,380	21,360			
10	繰越金	334,379	448,243	488,307	312,176	466,932
11	雑収入	197,036	383,888	360,854	563,265	324,522
12	土地区画整理事業収入	17,803	20,555	24,957	23,416	40,477
13	繰入金	390,500	360,000	350,000	421,659	585,000
14	厚生年金積立金転貸返還金		6,507	15,437	24,848	37,536
15	庶民住宅敷地斡旋費収入			32,181	15,170	21,082
16	市債	423,685	554,455	505,770	528,605	771,592
17	市営住宅敷金運用金収入			8,900	43,000	
18	借入金					
19	地方譲与税					18,923
20	運用金収入					
21	国有提供施設等所在地市助成交付金					424
	歳入計	4,568,598	5,140,196	5,243,238	5,698,895	8,373,698

注 『川崎市統計書』 昭和 34 年度版 P104~ P107 より作成。

図表13 川崎市一般会計歳出決算

(単位:千円)

_		(大 分				(単位:十円)
項目	年度	1953 年度	1954 年度	1955 年度	1956 年度	1957 年度
1	議会費	53,602	52,565	54,649	53,264	71,447
2	役所費	467,844	546,943	554,176	792,779	913,750
3	警察消防費	431,454	234,866	145,605	156,020	176,507
4	消防団費	5,458	6,742	,		
5	土木建築費	271,455	351,939	365,110	265,186	414,424
6	教育費	267,711	318,410	329,210	387,793	415,646
7	保健衛生費	300,939	368,346	337,314	344,924	415,743
8	清掃事業費	120,509	156,057	153,270	238,452	260,794
9	社会及び労働施設費	343,994	439,084	462,928	457,206	450,346
10	産業貿易費	9,113	5,779	7,339		
11	商工費	20,739	41,652	48,321	43,202	59,101
12	中央市場費	6,086	6,179	7,081	3,112	5,760
13	農林殖産費	32,422	33,263	31,846	30,360	44,198
14	物資食料費	2,369	2,159	1,351	,	,
15	財産費	28,231	22,287	23,812	28,700	60,364
16	監査費	4,550	4,932	5,028	5,392	6,118
17	統計調査費	8,044	8,816	11,449	2,223	2,377
18	戸籍諸費	1,692	2,334	1,172	,	,
19	選挙費	11,349	12,031	11,429	11,914	8,802
20	広報費	6,902	7,374	7,076	6,661	6,260
21	公債費	157,917	203,326	295,114	347,143	589,461
22	寄付金	2,027	27		,	,
23	港湾費	51,956	53,914	53,754	42,224	
24	復興対策費	59,173	43,959		·	
25	諸支出金	39,520	71,869	62,119	114,456	85,234
26	大師臨港地帯土地区画 整理事業本年度支出額	19,988	26,471	30,152	23,660	37,272
27	都市計画事業費	166,075	115,208	152,240	178,768	253,446
28	公営住宅建設費	185,985	153,617	178,617	268,552	226,290
29	下水道事業費	15,980	110,813	81,194	83,635	181,611
30	湾港築造費	91,256	52,010	70,052	76,116	181,302
31	下水道施設事業費	77,386				
32	失業対策事業費	258,718	316,313	327,801	317,301	310,231
33	教育施設費	205,200	212,926	529,200	699,701	825,111
34	警察施設費	1,500				
35	消防施設費	5,161				
36	都市計画調査費	2,794	3,145	1,388	85,168	
37	分担金及負担金	26,896	116,562	77,100	38,415	122,729
38	出資金	24,646	40,216	20,000		10,409
39	過年度災害復旧費	16,177	7,318	2,047		
40	連絡街路事業費	12,687	44,716	46,556		
41	防火建設地帯造成費	12,465	3,371	2,084	787	2,253
42	塗装改良工事費	42,268	35,660	42,744		
43	湾港特別埋立工事費	-				

専修大学社会科学年報第48号

図表13 つづき

項目	年度	1953 年度	1954 年度	1955 年度	1956 年度	1957 年度
坦 44	予備費					
45	前年度繰越教育施設費	56,736	201,327			
46	前年度繰越港湾築造費	10,162	201,321			
47	前年度繰越港湾代替施設費	27.989				
48	駅前整備事業費	. ,				
		12,056				
49	貸付金	35,000				
50	昭和 26 年度災害復旧費厚生年金保険被保険者	4,173				
51	序生平金保陝依保陝石 住宅建設資金貸付金	114,000				
52	中央市場整備費		12,179	35,502	31,694	44,799
53	川崎駅西口広場整備事業費		80	11,870		
54	港湾機能整備費		5,075	14,878	210,751	
55	塩浜繰車場建設用地買収費		32,189	38,558	68,930	88,779
56	繰出金		6,533	5,994	4,515	74,296
57	前年度繰越警察施設費		3,313			
58	前年度繰越分担金		49,263			
59	災害応急対策費		4,134		1,040	
60	厚生年金積立金転貸々付金		107,500	85,700	171,000	161,000
61	庶民住宅敷地斡旋費			46,843	27,182	171,931
62	稲田登戸駅東口広場整 備事業費			27		
63	都市計画街路事業費			7,924		
64	公共施設整備事業費					
65	第10回国民体育大会開催費			131,935		
66	前年度繰越厚生年金保 険積立金転貸々付金			21,500		
67	港湾費					62,321
68	主要都市計画事業費					114,419
69	千鳥町臨海工業地帯造 成事業費本年度支出額					293,664
70	予備費					
71	災害復旧費					8,627
	歳出合計	4,130,354	4,654,792	4,931,059	5,618,226	7,156,822

注 『川崎市統計書』 昭和 34 年度版 P104~ P107 より作成。

図表14 川崎市戦災復興事業費に占める競馬事業の割合

(単位:千円) 川崎市負担の|補助基本額の 補助基本額 国庫補助金 川崎市負担金 他会計へ繰出 年度 うち競馬事業 うち競馬事業 競馬事業 A - B項目 の割合 の割合 (F) (E) (A) (B) (C) (D) $D/C \times 100$ $D/A \times 100$ 160,000 1953 年度 25.00% 80,000 80,000 40,000 50.00% 1954 年度 102,150 40.000 78.32% 39.16% 51,075 51,075 1955 年度 50,000 83.33% 120,000 60,000 60,000 41.67% 1956 年度 158,400 79,200 79,200 80,000 101.01% 50.51% 1957 年度 150,000 75,000 75,000 105,000 140.00% 70.00%

注 『川崎市戦災復興誌』 P72~ P77、『川崎市統計書』昭和34年度版 P108 P111より作成。

プ内の資金に依存するようになり、同グループ 内の娯楽部門の一角を担う会社として成長して いくことになった。当初は戦災復興事業とかか わりの強かった同社も、徐々にこうした性格を 希薄化させていくことになったのである。戦後 成長する娯楽産業の出発点に戦災復興事業がか かわっていたという歴史的事実の発見は、本論 文における焦点の一つとなっている。

もちろん戦災復興の財源調達を公営賭博で行 うことの道義的問題も考えなければならないだ ろう。当時から公営賭博事業が市民生活に与え る悪影響を懸念する議論が存在したことは、下 記の神奈川県議会議事録に掲載された次のよう な発言からも確認することができる。「競輪、 競馬などによるところの財源の必要性よりも、 社会に及ぼすところの悪影響の方が、より大き な問題として考えられるようになつたことは、 知事もよく御承知のことと存ずるわけでござい ます。たとえば夫が競輪、競馬にうき身をやつ してついに失業する。食えなくなる。一家は離 散する、あるいは母子の心中等、悲惨なる情報 等が、新聞紙上の三面記事をにぎわしておると いうような事実から考えましても、もちろん本 人の心柄と申せばそれまででありましようが、 罪なき母子の上に思いをはせますならば、その 弊害のいかに大きいかに戦慄せずにはおれない のであります。またこういうような賭博的な行 為が、青少年に及ぼすところの大きな影響を考 えますならば、この機会に抜本的に根源を除去 する絶好の機会であると私どもは考えるわけで あります。しかるに当局は、この施設を、営利 を追求するところの民営会社に移管いたしまし て、人情の弱点をとらえた射幸心を利用して、 飽くなき搾取を続けさそうとするのでありま す |16)。

民衆の中には賭け事に没頭し生活を不安定に し、また家族関係に悪影響を及ぼす人々がいた ことは県会議事録にも記されているように懸念された点であった。しかし同時に公営賭博が敗戦と戦火に沈む民衆に貴重な娯楽を提供したという観点もまたあり得ただろうと考える。議会で指摘されたような社会的不利益の検討は今後に委ねた上で、本稿では戦災復興において公営賭博事業は一定の財政的貢献をなし得たという部分的事実を、本稿では結論としたい。

〈註〉

- 1) 本稿は専修大学経済学研究科修士論文、中田 久美子『川崎市における戦災復興と公営賭博事 業会社 ―関東レース倶楽部の事例―』に、指 導教員の永江が加筆・修正を加えたものである。 基本的な着想と史料収集、図表作成は中田が担 当し、本文は永江が全面的に改稿した。
- 2) 電鉄系娯楽事業にかかわる研究としては、安野彰『戦前期におけるあやめ池遊園地の開発と変容』(『日本建築学会関東支部研究報告集 II』 71号、2001年)永江雅和『向ケ丘遊園の経営史』(専修大学社会科学研究所『社会科学年報』2008年)、小川功『箱根の遊園地・観光鉄道創設を誘発した観光特化型 "不動産ファンド"一福原有信・帝国生命による小田原電気鉄道支援策を中心に』(滋賀大学経済学会『彦根論叢』387号、2011年)等がある。
- 3) 農林省大臣官房総務課編『農林行政史 第七 巻』(1972年) 290頁。
- 4) 神奈川県内で戦災都市指定を受けた都市として、他に小田原市があるが、同市は戦後地方競馬には参入せず、1948年8月1日制定の自動車競技法に基づく競輪事業に参入した。自動車競技法は競馬法と異なり復興事業を目的とはせず、「自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興」と「地方財政の健全化」が目的とされている。
- 5) 御手洗辰夫『伝記 正力松太郎』(講談社、1955年) 355頁。当初の予定では同地に野球場を建設しようという話であったが、正力の発案により競馬場建設が選択されたという。
- 6) よみうりランド社史編纂委員会編『よみうり

- ランド レジャーとともに40年』(株式会社よ みうりランド、1989年) 46頁。
- 7) 前掲『農林行政史 第七巻』297頁。
- 8) 前掲『よみうりランド レジャーとともに40 年』46頁。
- 9) この間、県との賃貸延長契約が交わされ、当 初契約終了時期が1955年1月までであったのが、 57年3月まで延長された。
- 10) 賃貸契約の方式は、1960年4月以降、契約の 対象が千葉県及び千葉市外3市競馬組合に変更 された。
- 11) 以下同社の経営データについては、断りのないかぎり、関東レース倶楽部『有価証券報告書』各年度版(一橋大学イノベーション研究センター所蔵)による。

- 12) 前掲『よみうりランド レジャーとともに40 年』44頁。
 - 13) 同社は正力が取締役会長となって芸能人の斡旋をはじめた会社であったという(前掲『伝記正力松太郎』355頁
- 14) 後楽園スタジアムの第4代社長の田邊宗英は、 1949年に川崎競馬倶楽部の初代社長に就任し ている。
- 15) 川崎市建設局土木部整地編『川崎戦災復興 誌』(川崎市建設局土木部整地課、1960年)。 以下同節の記述は特に断りのないか限り同書に よるものである。また同書は建設省編『戦災復 興誌 第九巻』(1991年)にも収録されている。
- 16) 『神奈川県議会2月定例会会議録』1957年、 100頁(神奈川県立公文書館所蔵)。